

## 貸金庫規定

### 1. (格納品の範囲)

(1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。ただし、破損しやすいものおよび変質するものは格納できません。

- ① 公社債券、株券その他の有価証券
- ② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類
- ③ 貴金属・宝石その他の貴重品
- ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの

(2) 当金庫は、前各号に掲げるものについても、相当の理由があるときには格納をお断りすることがあります。

(3) 全自動型貸金庫1個に格納することのできる重量は、20kgまでとします。

### 2. (契約期間等)

この契約の当初契約期間は、契約の日から最初に到来する12月末日までとし、契約期間満了日までに借主または当金庫から解約の申し出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

### 3. (使用料)

(1) 貸金庫の使用料は、当金庫所定の料金により、1年分を前払いするものとし、毎年12月の当金庫所定の日に、借主が指定した指定口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しの上使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1ヵ月としてその月から月割計算により支払うものとします。

(2) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。

(3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割り計算により返戻します。

### 4. (鍵、カードの保管)

(1) 貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当金庫が立ち会いのうえ借主が届出の印章（または署名）により封印し、当金庫が保管します。なお、正鍵の複製はできません。

(2) 入室カード式半自動型貸金庫、カード鍵発行式半自動型貸金庫、全自動型貸金庫の場合は、借主および借主があらかじめ届出た代理人に貸金庫カード（以下「カード」という）を発行しますので、借主および代理人が保管するものとします。また、暗証番号は他の人に知られないよう管理するものとします。なお、代理人のカードによる貸金庫の利用についても、この規定を適用します。

### 5. (貸金庫の開閉等)

(1) 貸金庫の開閉は、以下の貸金庫の種類に応じて、借主または借主があらかじめ届出た代理人が行ってください。

#### ① 一般型貸金庫

貸金庫の開閉にあたっては、当金庫所定の貸金庫開閉票に届出の印章により記名押印して提出のうえ、正鍵を使用して行ってください。なお、閉庫後は貸金庫の施錠を確認してください。

#### ②入室カード式半自動型貸金庫

貸金庫室への入室にあたっては、専用入り口に備え付けのカード読取機にカードを挿入し届出の暗証番号を入力してください。貸金庫の開閉にあたっては、正鍵を使用して行ってください。なお、閉庫後は貸金庫の施錠を確認してください。

#### ③カード鍵発行式半自動型貸金庫

貸金庫室への入室にあたっては、専用入り口に備え付けのカード読取機にカードを挿入してください。貸金庫の開閉にあたっては、カードを操作機に挿入し届出の暗証番号を入力することにより発行されるカード鍵と正鍵を使用して行ってください。なお、閉庫後は貸金庫の施錠を確認してください。

#### ④全自動型貸金庫

貸金庫室への入室にあたっては、専用入り口に備え付けのカード読取機にカードを挿入（またはスライド）してください。貸金庫を取り出す場合は、備え付けのカード読取機にカードを挿入（またはスライド）し、届出の暗証番号を入力してください。貸金庫の開閉にあたっては正鍵を使用して行ってください。なお、閉庫後は貸金庫の施錠の確認のうえ、操作機の返却ボタンを押してください。

(2) 上記(1)②から④において、停電、故障等によりカードによる開閉ができないときは、貸金庫開閉票に氏名等を記入のうえ、カードとともに当金庫の窓口に提出してください。

(3) 格納品の出し入れは、当金庫所定の場所で行ってください。

#### 6. (届出事項の変更等)

(1) 印章を失ったとき、または印章・名称、代表者・代理人、住所、カードの暗証番号、その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出るものとします。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。カード、正鍵を失ったとき、もしくは毀損したときも同様とします。

(2) 届出のあった名称、住所にあててに当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到着すべき時に到達したものとみなします。

#### 7. (成年後見人等の届出)

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を当金庫に届出るものとします。すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合も同様とします。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人が選任された場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を当金庫に届出るものとします。すでに任意後見監督人が選任されている場合も同様とします。

(3) 前2項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって当金庫に届出るものとします。

(4) 前3項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

#### 8. (印章、カード、鍵の喪失時等の取扱い)

(1) 印章、カードもしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当金庫所定の手続きをした後に行なってください。この場合、手続き完了までの間、相当の期間をおくことがあります。また、保証人を求めることがあります。

(2) 正鍵を失った場合または毀損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払うものとします。また、カードを失った場合または毀損により再発行する場合には、当金庫所定の手数料を支払うものとします。なお、当金庫が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じて

ださい。

9. (暗証照合・印鑑照合等)

- (1) カード読取機により、カードを確認し、操作の際に使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ、貸金庫の開閉の取扱いをした場合には、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 貸金庫開閉票、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いをした場合には、それらの書類につき偽造、変造、その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (3) 貸金庫の開閉に使用される正鍵について、当金庫は確認する義務を負いません。

10. (損害の負担等)

- (1) 災害・事変・その他の不可抗力の事由または当金庫の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害については当金庫は責任を負いません。
- (2) 前項の事由による格納品の紛失、滅失、毀損、変質等の損害についても当金庫は責任を負いません。
- (3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫または第三者が損害を受けたときは、借主はその損害を賠償するものとします。

11. (反社会的勢力との取引拒絶)

この貸金庫は第12条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第12条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をお断わりするものとします。

12. (解約等)

- (1) この契約は、借主の申し出によりいつでも解約することができます。この場合、借主は、カード、正鍵および届出の印章を持参し、当金庫所定の手続きをしたうえ、貸金庫を直ちに明渡すものとします。なお、カード、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、本条によるほか第8条に準じて取扱います。
- (2) 次の各号の一つにでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、借主は直ちに前項と同様の手続きをしたうえ、貸金庫を明渡すものとします。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
  - ①借主が使用料を支払わない場合
  - ②借主について相続の開始があった場合
  - ③借主もしくは代理人の責めに帰すべく事由または格納品の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じた場合
  - ④店舗の改築、閉鎖、その他相当事由がある場合
  - ⑤借主または代理人がこの規定に違反した場合
  - ⑥カードの改ざん、不正使用その他相当の事由がある場合
  - ⑦借主名義人が存在しないことが明らかになった場合または借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになった場合
  - ⑧本邦または外国の法令・規則や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがある

ると認められる場合

- ⑨法令で定める本人確認等における確認事項が偽りである場合
  - ⑩マネー・ローンダリング、テロ供与資金、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
  - ⑪上記⑦から⑩の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの確認に応じない場合
- (3)前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、借主は直ちに第1項と同様の手続をしたうえ、貸金庫を明渡すものとします。
- ①借主が貸金庫使用申込時等にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
  - ②借主または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
    - A. 暴力団
    - B. 暴力団員
    - C. 暴力団準構成員
    - D. 暴力団関係企業
    - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
    - F. その他A～Eに準ずる者
  - ③借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
    - A. 暴力的な要求行為
    - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
    - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
    - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
    - E. その他A～Dに準ずる行為
- (4)借主は、前3項の明渡しを遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払うものとします。この場合、第3条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当し、不足額が生じたときは直ちに支払うものとします。なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日に関し第3条第1項の方法に準じて、自動引落しすることができるものとします。
- (5)第1項から第3項の明渡しが3か月以上遅延したときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理し、もしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、また処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当金庫は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用はすべて借主の負担とします。
- (6)使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当金庫からの請求があり次第支払うものとします。
- (7)当金庫が、借主の死亡を確認した場合は、貸金庫の利用を停止し、解約することができるものとします。その場合、本条3項から6項に準じて取扱います。

1 3. (貸金庫の修繕・移転等)

貸金庫の修繕または移転その他やむをえない事情により、当金庫が格納品の一時引取または貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

1 4. (緊急措置)

法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災・格納品の異変等緊急を要するときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害について当金庫は責任を負いません。

1 5. (譲渡・転貸等の禁止)

(1) 貸金庫の使用権は譲渡・転貸または質入れすることができません。

(2) カードならびに正鍵は、譲渡・質入れまたは貸与することはできません。

1 6. (保証人)

保証人は、この契約から生じるすべての債務について借主と連帯して履行の責めに任ずるものとします。この契約が継続された場合も同様とします。

1 7. (規定の変更)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上